

相談窓口についてのお知らせ

大阪市立の学校に通う児童生徒のみなさんが利用できる相談窓口について、お知らせします。

ます。電子メールやFAX、電話による相談窓口は、下の表のとおりです。

また、夏休みや冬休みが終わる少し前から新学期が始まった後の期間は、LINEでも

相談を受け付けます。LINEによる相談窓口については、裏に利用案内があります。

もし、いじめや友だち関係、学校生活などについて悩みがあるときは、あなたにとって

一番相談しやすい方法で相談してください。

いじめSOS通報	メールアドレス： gaibutsuuhou@yodo-law.com FAX：06-6233-5170	
【全国共通】 24時間子供SOSダイヤル	0120-0-78310 (なやみいおう)	一部のIP電話からはつながりません。
【大阪市こども相談センター】 こども専用電話教育相談 保護者専用電話教育相談	06-4301-3140 06-4301-3141	月～金曜 午前9時～午後7時 (祝日・年末年始は除く)
【大阪法務局】 子どもの人権110番	0120-007-110	月～金曜 午前8時30分～午後5時15分 (祝日・年末年始は除く) 一部のIP電話からはつながりません。
【大阪弁護士会】 子どもの人権110番！	06-6364-6251	水曜 午後3時～午後5時 第2木曜 午後6時～午後8時 (祝日・年末年始は除く)
【子ども情報研究センター】 チャイルドライン	0120-99-7777	月～土曜 午後4時～午後9時 (祝日・年末年始は除く)
子ども家庭相談室 電話相談	06-4394-8754	月・火・木曜 午前10時～午後8時 (祝日は休み)

LINEによる相談窓口については、裏の利用案内をみてください。

LINEによる相談窓口 利用案内

1 相談方法

QRコード

- ①右のQRコードをLINEアプリで読み取って、
相談窓口用アカウントを反ぞり登録してください。
- ②相談窓口用アカウントに、相談できる期間中にトーク
でメッセージを送ってください。専門機関（関西カウ
ンセリングセンター）のカウンセラーが対応します。



2 相談できる期間

- ①平成30年8月22日(水)～9月4日(火)
夏休み明け前後
②平成31年1月4日(金)～1月17日(木)
冬休み明け前後
①②のどちらの期間も午後5時から午後9時まで(新たな相談の受付は、午後8時30分まで)

3 相談窓口でできること

- ①あなたが悩んでいることをしっかり聞いて、どうすることがあなたにとって一番良いかと一緒に
考えます。
- ②あなたの悩み事に一番良い相談窓口を紹介したり、あなたの思いを学校や他の相談窓口などに
連絡したりすることができます。

4 相談内容の秘密について

秘密は必ず守ります。あなたの希望や同意がない限り、保護者や学校の先生も含め、相談内容を
誰かに勝手に伝えたりすることはできません。
名前を言わなくても相談できます。こちらからあなたを特定することはできません。
ただ、あなたの身体や命に危険があると判断した時など、緊急の場合は、学校や警察、関係機関と
連携して、あなたの安全を確保するため、名前や学校名を聞くような質問をする場合がありますので、
そのことも理解しておいてください。

5 注意事項

- ①カウンセラーが他の人の相談に対応中で、対応できない場合があります。しばらくしてから改め
てメッセージを送ってください。相談が集中した場合は、その日のうちに対応ができない場合が
あります。急いで相談したい場合は、表面の電話での相談窓口を利用してください。
- ②次のような内容が送られてきた場合は、対応できない場合があります。
 - ・違う人になりますなど、うそや事実と異なる内容
 - ・いじめや反ぞり関係、学校生活などの悩みとは関係がない内容
 - ・スタンプを連打するなど、いたずらと判断されるようなもの
- ③1回の相談時間は、概ね1時間までを自安にします。
- ④再度、相談メッセージを送ってもらった場合は、通常、別のカウンセラーが対応することとなります。しかし、前回までのやりとりをきちんと読んでから対応するので、前回の続きから相談するこ
とができます。

※スマートフォンの所持やSNSの利用を勧めるものではありません。スマートフォンを持っていない
人やSNSを利用したことがない人は、表面の電話での相談窓口を利用してください。